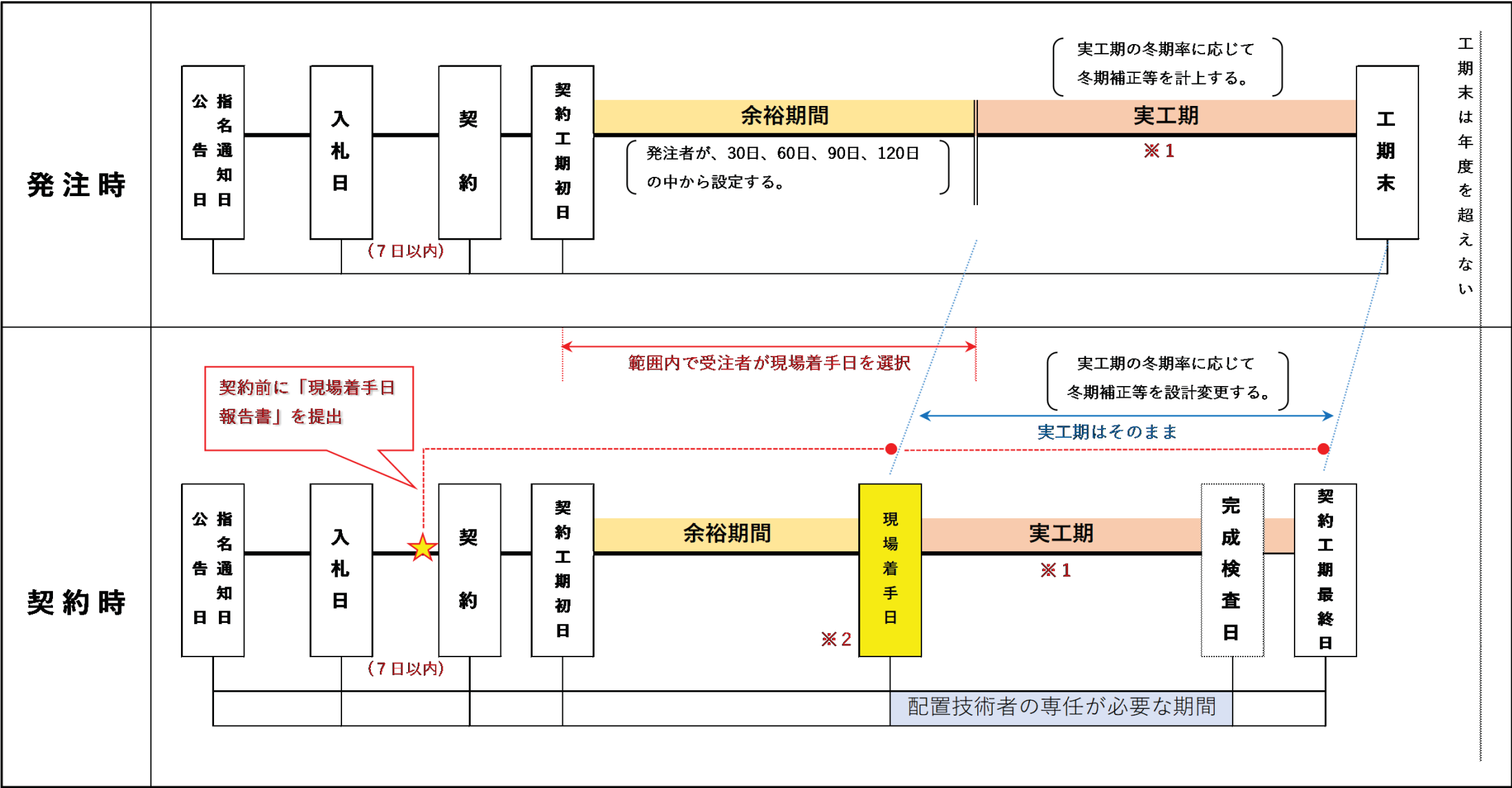


余裕期間制度について

平成9年度から施行されている「フレックス工期制度」を、9月承認の繰越明許や11月承認のゼロ債務負担等にも使いやすいうように、国土交通省や他県を参考に「余裕期間制度」として要領を改定します。

	現行制度	見直し制度
制 度	フレックス工期制度	余裕期間制度
対象工事	災害対応や供用開始が定められている工事を除くすべての土木工事	同左（建築工事も含む）
余裕期間	60日以内	120日以内 ※30日、60日、90日、120日を発注者が指定）
工 期 末	12月末日を超えない	翌年度末日を超えない
冬期補正	割増しは行わない	実工期の冬期率に応じて補正

余裕期間制度の流れ



※1) 標準工事日数または積み上げによる実際の施工に必要な期間（準備及び後片付けの期間を含む）。

※2) 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手する日。

余裕期間制度の流れ

令和2年11月1日以降公告または指名通知を行う工事から、「余裕期間制度」を適用

することができます。

◎発注者は、特記仕様書において「余裕期間制度」を適用する工事であることを条件明示します。

第1条 適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項	内容									
1.工程関係	1.工事日数又は工期 <input type="checkbox"/> 工期 令和 年 月 日 まで									
	<input type="checkbox"/> 工事日数 日間									
	<input type="checkbox"/> この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている									
	<input type="checkbox"/> この工事は、 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。									
<input checked="" type="checkbox"/>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">この工事は、「余裕期間制度」を適用する。</td> <td style="width: 20%;">実工期 210 日間 ①</td> <td style="width: 40%;">契約締結の日から120日以内 ②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>余裕期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>留意事項</td> <td>受注者は現場着手日報告書(別紙様式)を提出することにより、請負契約を締結した日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。</td> </tr> </table>	この工事は、「余裕期間制度」を適用する。	実工期 210 日間 ①	契約締結の日から120日以内 ②		余裕期間			留意事項	受注者は現場着手日報告書(別紙様式)を提出することにより、請負契約を締結した日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。
この工事は、「余裕期間制度」を適用する。	実工期 210 日間 ①	契約締結の日から120日以内 ②								
	余裕期間									
	留意事項	受注者は現場着手日報告書(別紙様式)を提出することにより、請負契約を締結した日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。								
2.週休2日の確保	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事は、「発注者指定型」の週休2日確保工事であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。なお、当初積算で工事費の経費補正等(4週8休以上)を行っている。									
	<input type="checkbox"/> 本工事は、「受注者希望型」の週休2日確保工事であり、受注者が週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に監督職員と協議すること。なお、週休2日の確保に取り組んだ場合には、精算変更時に現場閉所率に応じた工事費の経費補正等を行う。									
	詳細は、整備企画課ホームページに掲載している「週休2日確保工事実施要領」によるものとする。 http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html									

チェックを付ける

①標準工事日数又は積み上げ等により算定される日数を記載します。

②工事内容や工期末等を考慮し、30日、60日、90日、120日の中から設定します。



◎受注者は、現場着手日を選択し、契約前に「現場着手日報告書」を提出します。

(記載例)

下記のとおり着工日を定めたので報告します。

記

工 事 番 号	交 債 第 〇 〇 - 〇 〇 号		
工 事 名	国 道 〇 〇 号 道 路 改 良 工 事		
入 札 執 行 日	令 和 2 年 1 2 月 1 日		
余 裕 期 間	1 2 0 日 以 内	← ② を 記 載	←
現 場 着 手 日	令 和 3 年 3 月 1 1 日	← 余 裕 期 間 内 で 受 注 者 が 選 択	
実 工 期	2 1 0 日 間	← ① を 記 載	←
工 期 末	令 和 3 年 1 0 月 6 日 まで ← 期 間 計 算 し 記 載		